

えせ同和行為対応の手引き



静岡県


目次

I	えせ同和行為とは	2
II	同和問題とは	4
III	えせ同和行為の実態	6
IV	えせ同和行為の事例を見てみましょう	8
V	えせ同和行為への心構え	9
VI	対応する担当者の具体的心得	11
VII	事例ごとの対応	14
	A 図書等の購入の強要に対する対応	14
	1 一方的に送りつけてきたとき	14
	2 電話で購入の要求があったとき	17
	B 寄付金・賛助金等の強要を受けた場合の対応	20
	C 下請への参加強要を受けた場合の対応	21
	D 代理人と称して介入してきた場合の対応	22
VIII	その他、えせ同和行為に関するQ&A	23
	(参考) 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について	25
IX	県等の取組	28

I えせ同和行為とは

えせ同和行為とは、同和問題を口実に、企業・行政機関などに「ゆすり」「たかり」などの違法・不当な要求をする行為のことです。暴力団など同和問題とは無縁の反社会的勢力と結びついていることが多く、同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな原因となっています。

「えせ」（似非）＝似ているが、実は本物ではないこと



**「えせ同和行為」は
同和問題とは
全く関係がありません！！**

例えば…

記念誌を発行するから、
同和問題の理解に役立つので買ってほしい。



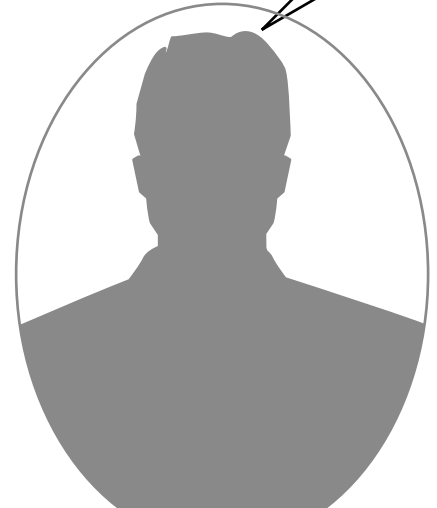
**高額な図書等の
購入依頼**

〇〇工事の下請けの
仕事をこちらに回してほしい。



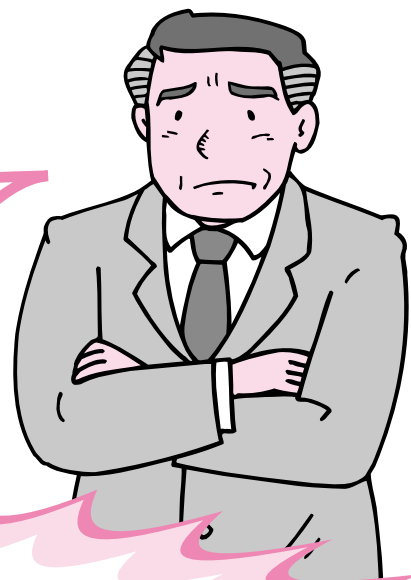
**下請け等の
要求**

運動資金に必要な
だから寄付を頼む。



**寄付金・賛助金等
の要求**

同和問題の解決のために
協力した方がいいのかな？



それは「えせ同和行為」です。
応じる義務は全くありません!!

Ⅱ 同和問題とは

「えせ同和行為」の被害を受けないためにも、同和問題の正しい理解が大切です。

同和問題とは

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられてきました。同和問題は、これらの人々が、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他、日常生活の上でいろいろな差別を受けるといふ、重大な人権問題です。

(財)人権教育啓発センター 「人権について考える」より抜粋

みんなで同和問題の解決を

同和問題の解決に向けた国・地方公共団体や民間団体等による、これまでの各種の取組の結果、同和問題は大きく改善されてきました。

しかし、依然として同和問題に対する誤った認識や、理解が十分でないことによる差別発言や差別落書きなどの人権侵害が起こっています。

私たち一人ひとりが、同和問題を、自分自身の身近な問題として認識するとともに、人権尊重意識を高め、差別をしない、させない、許さないという心を育て実践していくことが不可欠です。

同和問題とえせ同和行為

「えせ同和行為」は、同和問題の解決に向けた取組や運動とは何の関係もないどころか、県民に同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題の解決を阻害する要因になっています。

えせ同和行為に対する安易な妥協や恐怖感から相手の要求に応じることが、えせ同和行為を蔓延^{まんえん}させるだけでなく、結果的に、同和問題の解決を妨げることになる、との認識を持って対応することが必要です。

えせ同和行為は、同和問題の解決に向けた取組の成果を無にするものです。

排除の対象・目的は

もっともらしい団体はいくらでも作れます。団体で判断するのではなく、あくまでも、違法・不当な要求をする個々の「行為そのもの」に着目してください。

また、えせ同和行為を排除する目的は、えせ同和行為の排除そのものと同時に、同和問題の解決に資するところにあります。

真に差別のない平和で住みよい社会の実現のため、県民一人ひとりが勇気をもってえせ同和行為の排除のために取り組むことが必要です。

そして、えせ同和行為を警戒するあまり、同和問題解決のために真摯^{しんし}に活動している人たちを排除してしまつては、本末転倒です。

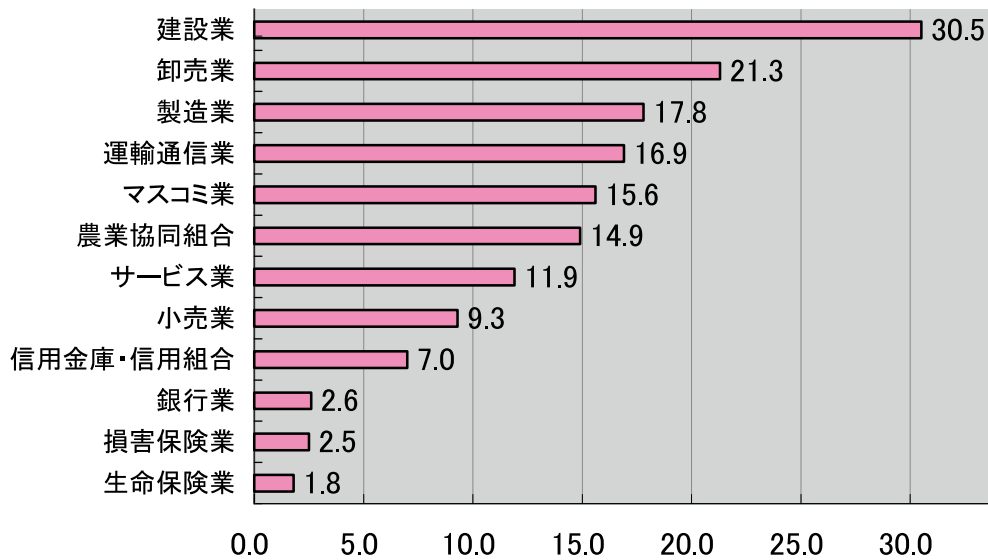
**排除されるべきは違法・不当な要求
(えせ同和行為) なのです。**

Ⅲ えせ同和行為の実態

えせ同和行為の実態を、法務省が平成 21 年 1 月に全国 6,000 事業所を対象に行ったアンケート調査結果（回収率 50.0%）から見てみましょう。

1 業種別の被害率

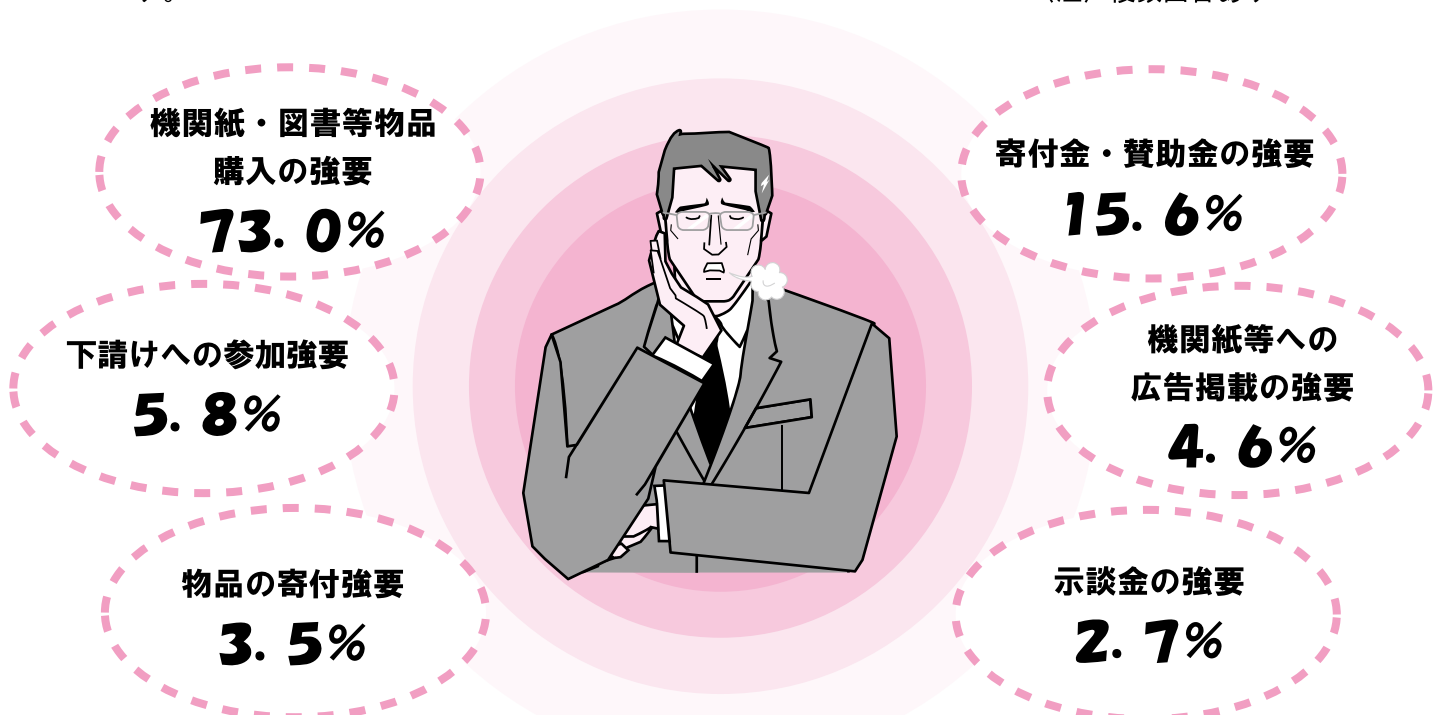
要求を受けた事業所の割合は 16.1%で、業種別では、建設業、卸売業、製造業、運輸通信業の順で高くなっています。



2 主な要求の種類

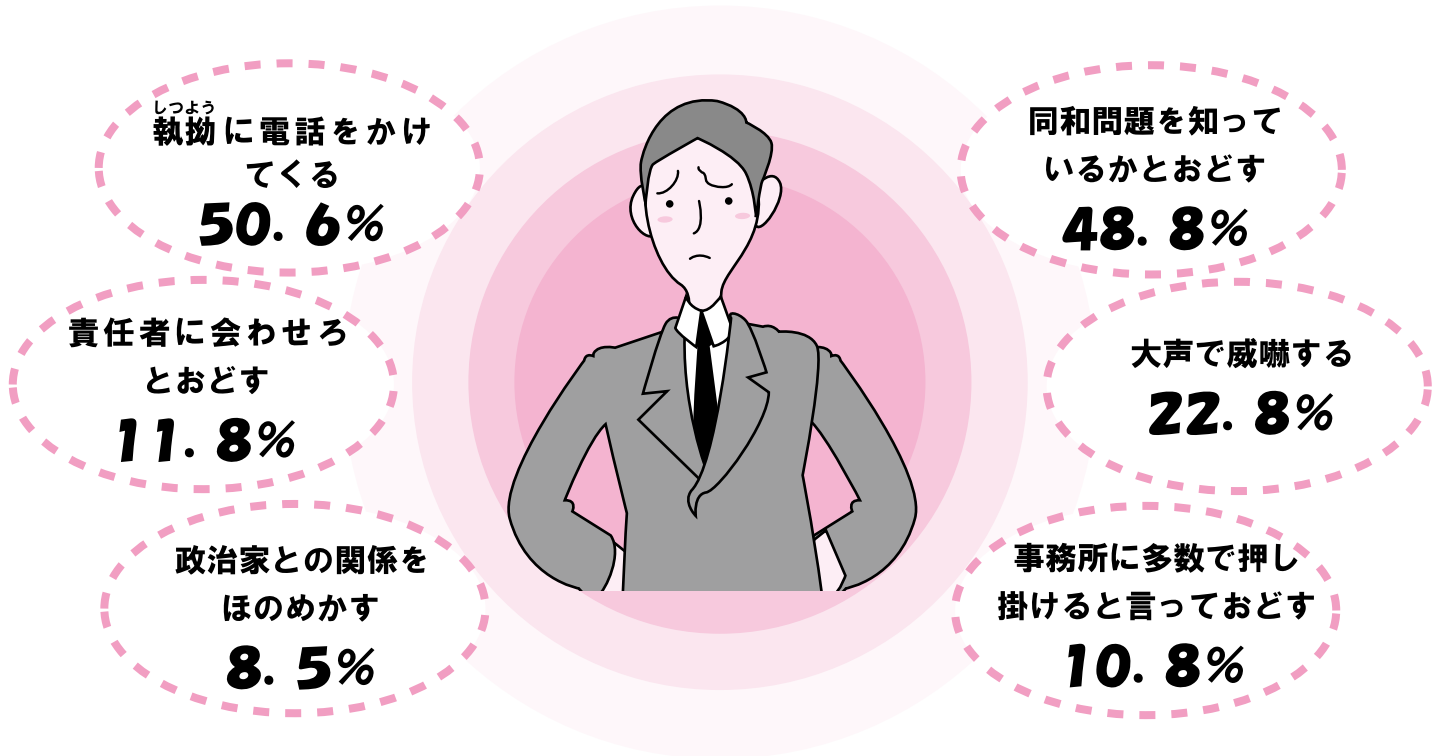
違法・不当な要求は依然として「機関紙・図書等物品購入の強要」が最も多くなっています。

* 〈注〉複数回答あり



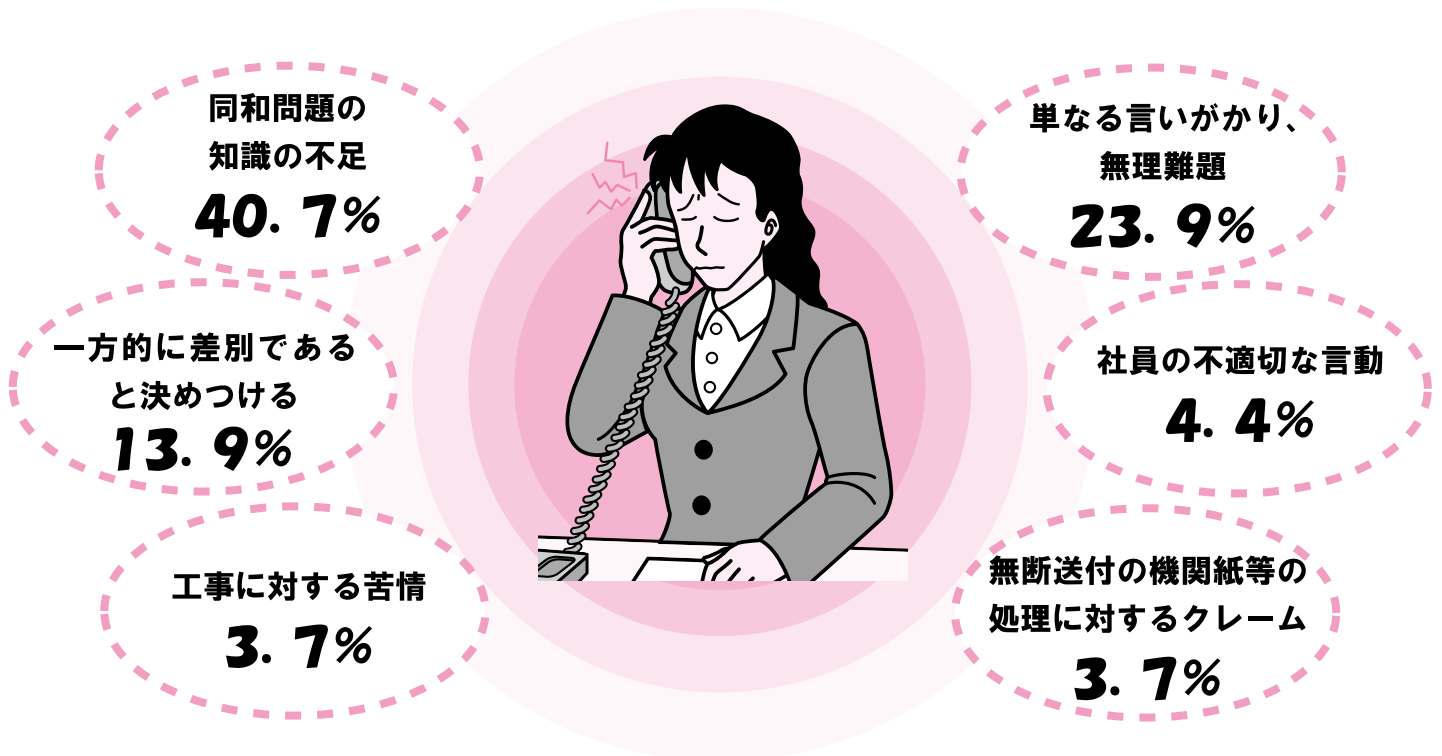
3 主な要求の手口

要求の手口は「執拗に電話をかけてくる」、「同和問題を知っているかと言っておどす」、「大声で威嚇する」という上位3位が相変わらず多くなっています。〈注〉複数回答あり



4 主な要求の口実

要求の口実は、「同和問題の知識（認識、研修）の不足」の割合が最も高く、「単なる言いがかり、無理難題」、「一方的に差別と決めつける」の順となっています。〈注〉複数回答あり



IV えせ同和行為の事例を見てください

高額な図書の購入強要の事例です。

期 日…○月○日 午前 10 時

対応者…(株)△△△建設 総務課 A 課長

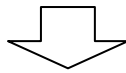
要求者…同和対策**本部 B

内容	問題点
<p>B:「同和対策**本部のBという者だが、同和問題に関する資料を取りまとめた書籍を作成した。勉強のために1冊5万円で購入してほしい。」</p> <p>A:「そのような高額な本の購入は、<u>私では判断できない。①</u>」。</p>	<p>①購入の意思がない場合ははっきり断ってください。職場の研修などで「一切購入しない」等の共通認識を決めておくことで、回答を先延ばしすることがなくなります。</p>
<p>B:「買わないとどうなるか分かっているのか。」</p> <p>「<u>若い者を送るぞ。②</u>」</p> <p>(激しい口調で脅しを続けた)</p>	<p>②実際に乗り込んできたという連絡はこれまで受けておりません。購入させるためのおどしであると思われます。おどしに屈することなく、毅然とした態度で対応しましょう。心配ならば、警察へ連絡してアドバイスを受けましょう。</p>
<p>A課長:「<u>考えてみます。③</u>」(と伝えて電話を切る。)</p>	<p>③「検討する」「考えてみる」等、相手方に期待を抱かせるような発言をしてはいけません。</p>
<p>その後、A課長が不在の時に、この書籍が宅配便で送られてきて、<u>職員が受け取った。④</u></p>	<p>④一方的に送られてきた図書に対しては、受取を拒否して、配達人に持ち帰ってもらってください。内部で十分な連絡を取って対処することが大切です。</p>
<p>A課長はこの書籍の取扱いに<u>困り果てた。⑤</u></p>	<p>⑤不当要求を受けた早い時期に28頁にある相談機関に連絡して対策を相談することが被害を未然に防ぐことにつながります。</p>

※具体的な対応は、14頁以降に記載しました。

V えせ同和行為への心構え

えせ同和行為に対する基本姿勢



違法・不当な要求は「**断固として拒否する**」ことです。

1 違法・不当な要求には^{きぜん}毅然とした態度で断固拒否

応ずることのできない違法・不当な要求を拒否するのは当然のことです。

(1) おどしを恐れないこと

激しい言葉があっても実際に暴力的行為に出ることはまずありません。相手方は内心、刑事事件となることを恐れていますので、激しい言葉があっても恐れずに対応することです。

仮に暴力的言動があれば、そのことにより警察への出動要請、通報などの手続きがとりやすくなりますので、早めに警察に連絡することが大切です。

(2) 安易な妥協はしないこと

えせ同和行為者は、弱い者に強く、強い者には弱いものです。したがって安易な妥協をすると更につけ込まれます。その場しのぎの安易な妥協は、火に油を注ぐ結果となります。

(3) 最初から一貫して^{きぜん}毅然とした態度で

「検討する」「考えてみる」といったあいまいな回答をすることにより、相手に期待を抱かせる可能性があります。

最初の対応の誤りが事件を拡大させるので、最初に相手にすきを見せたり、脈ありと思わせてはいけません。

2 組織全体で対応すること

担当者だけを孤立させず、組織全体で対応することが大切です。また、支店や出先機関で不当な要求を受けた場合、支店長や所属長が個人的に、又は支店だけでその要求に応じるべきではありません。その対応の不備を口実に、次の段階としてより大きな要求をしてくる場合があるからです。いつでも同じ対応ができるよう、組織全体としての対応の方針をあらかじめ検討し、担当者をバックアップできる体制を整えておくことが大切です。

3 同和問題に対する理解を深めること

同和問題に対する理解を深めることは、えせ同和行為を排除するためにも有効なものです。法務省のアンケート調査でも、えせ同和行為の要求の口実としては、「同和問題の知識の不足」が最も多くなっており（7頁参照）、毅然とした態度で対処するためにも、企業研修等を通じ、同和問題に対する理解を深めることが大切です。

4 同和問題への取組を非難された場合

同和問題への取組や同和研修の在り方を理由に不当な要求や不当な行為を受けたときは、相手方に対して、「法務局や県など関係機関に相談して対応するから不要です」と答えてください。その後速やかに法務局・県等の関係機関に御連絡ください。

5 官公署の影響力が利用された場合

えせ同和行為者は、企業に対して不当な要求をする場合に、その手口として、その企業の監督官庁等に連絡をとり、その官庁等の企業に対する影響力を利用しようとする場合があります。

各行政機関はえせ同和行為の排除に積極的に取り組んでおり、えせ同和行為者に加担することはないので、このような手口にだまされないよう注意してください。

6 専門家に相談する

違法・不当な要求を受けた早い時期に警察、弁護士、法務局、県等に連絡して対策を相談することが被害を未然に防ぐことにつながります。

VI 担当する担当者の具体的心得

1 面談場所を選ぶこと

面談に応じる場合は、こちら側の管理が及ぶ場所（自社の会議室や応接室等）とすることです。相手方から呼出しがあっても、相手方の指定する場所に出向くことは、相手に乗ぜられる原因となりますので、厳に慎まなければなりません。

2 初期の対応は担当者が行うこと

初期の対応は、原則として担当者が行い、幹部は対応しないことです。幹部が対応すると即答を求められることが多いので、特に事実確認が不十分な初期の段階での幹部の対応は極力慎まなければなりません。

「トップを出せ」と言われても、「この件は私が担当者であり、上司には後で報告することになっています」と言って断りましょう。

3 対応は複数であたること

相手の要求内容を的確に把握するためにも、また誤った対応をしないためにも、対応人数は必ず複数とし、できる限り相手方と同数の人数か、もしくは相手方の人数にプラス1名程度で対応することです。

そして、相手方が多人数にわたる場合は、「当事者のみ」あるいは「当事者と代表者（責任者のみ）」と人数を1人～2人に限定もしくは指定し、当初から毅然とした対応を行うことを心がけましょう。

また、場合によっては、警察や弁護士会と相談のうえ、警察官、弁護士に待機してもらうかもしくは弁護士に立ち会ってもらい、弁護士に交渉を委ねるなどの措置をとることも重要です。

4 氏名・要求内容等を正確に記録すること

(1) 相手方の氏名等の確認

相手方の氏名、所属団体、所在（場合によっては電話番号）等を確認してください。他人の代理人と称する場合には、委任状を提出させ、本人との関係や委任の事実を確認してください。

(2) 要求内容の詳細な記録を心がけること

要求内容の誤った理解は、更に大きな問題を発生させる原因となりかねないので、相手の要求内容などをよく聞き、その趣旨、目的などを正確に把握してください。不明な点は聞き返して確認をとりましょう。

話の内容は、面接の場合でも電話の場合でも、詳細に記録しましょう。不法行為として、警察署に届ける、裁判所に訴えを起こすなど法的対応をとるためにも、記録をきちんと残しておくことが重要です。

録音などの方法も効果的です。相手方がそのことを指摘した場合には、「上司に内容を正確に報告するため」と言って理解を求めることです。

また、関連していると思われる無言電話なども、その時間、状況などを記録しておきましょう。

5 言動には特に注意すること

(1) おびえず、あわてず、ゆっくりと丁寧に対応しましょう。また、相手方の挑発に決して乗ってはいけません。まして、相手方を挑発してはいけません。

(2) 相手方が執拗しつように要求を繰り返す場合は、たとえば、「当社（役所）としては、あなた（方）の要求には応じられません。これ以上お話しても結論は変わりません。どうぞ、お引取りください」などと明確に答えましょう。

「検討する」「考えてみる」等、相手方に期待を抱かせる発言をしてはいけません。

(3) 当初の段階で「申し訳ありません」「すみません」等とこちらの非を認める発言をしてはいけません。「同和に理解がない」等といわれても、弁解も議論も必要ありません。

相手の要求については、安易に要求内容を認めたり、うかつに謝罪的な発言をしたりすると、その後の対応に問題を生ずることになります。

(4) 相手方が念を押したときは、相手方の言い分に対して「はい」「いいえ」で答えず、こちらの主張を繰り返しましょう。

(5) 誤った発言をしてしまった場合には、その場で速やかに訂正しましょう。

6 相手方の要求に即答、約束をしないこと

相手方の要求について、即答できないものはその旨をはっきり伝え、約束などをしてはいけません。「一筆書け」と言われても絶対に書いてはいけません。

また、相手方が示した書類への署名、押印は、いかなる場合でもしてはいけません。相手方の執拗^{しつよう}な要求に応ずる内容や謝罪などの文書を提出することにより、その場は一応解決したことになりますが、後にその書面を新たな要求の根拠にしてくることがあるからです。

7 こちら側から相手方に連絡をしないこと

特別の事情がない限り、こちらから相手方に電話などをしないことです。「後で電話します（電話させます）」などと約束してはいけません。

ささいなことで相手方に電話すると、脈ありと誤解を生ずることとなり、頻繁^{ひんぱん}に対応を迫られることとなります。



VII 事例ごとの対応

A 図書等の購入の強要に対する対応

1 一方的に送りつけてきたとき

- ・ 注文もしていないのに勝手に送られてきた
- ・ はっきり断ったのに相手方が送付してきた

まずは「受取拒否」を!!

図書が一方的に送られてきた場合は、受取を拒否し、配達人に持ち帰ってもらってください。しかし、規模の大きな企業や役所では取扱いが難しい場合もあるので、内部で十分な連絡を取って対処することが必要です

注文していない図書等が代金引換郵便（小包）や宅配便の代金引換サービスで一方的に送られてき場合には、第三者が立替払いで受け取らずに、本人が注文したかどうかを確認したうえで受け取りましょう。もし本人がいない場合は、「今いないので、もう一度持ってきてください」と配達人に持ち帰ってもらってください。

受け取ってしまった場合には・・・

- ◎個人の場合・・・①参照
- ◎企業団体の場合・・・②参照

① 個人の場合

一般消費者保護を目的とする「特定商取引に関する法律」第 59 条のネガティブオプション（送りつけ商法）に該当し、「商品が届いた日から 14 日、又は消費者がその商品の引取りを業者に請求した日から 7 日を経過する日までに業者が取りに来ない場合は、業者はその商品の返還請求をできない」と定められています。このいずれか

の期間を経過した後は、図書の送付を受けた人はそれを自由に処分できます。ただし、保管期間中に商品を使うと、購入の承諾とみなされ代金を請求されるケースがありますので注意してください。

また、「一定期間内に返事または返送がなければ承諾したものとみなす」との文言があっても、そのような一方的なみなし文言は無効です。

ただし、後日、図書の返還を巡ってトラブルとならないように次頁の返送方法により返送した方が良いでしょう。

*引取り請求の文書例

〇〇〇〇〇 様

このたび送付されてきました「(図書名)」を購入する意思はありません。

当方に商品が届いた日は平成〇年〇月〇日ですからその日から 14 日以内に、もしくはこの書面の日付から 7 日以内に、貴社(殿)の費用と負担でお引き取りください。

この間にお引取りのない場合は、法律の規定により貴社(殿)は返還請求ができなくなりますので念のため申し添えます。

平成〇年〇月〇日

住所

氏名

(注) 簡易書留等、配達記録が残る方法で送付してください。

また、その際、相手方に送付する文書は必ず写しを取っておき、郵便局でもらう書留郵便物受領証明等と一緒に保管しておいてください。トラブルが発生した際の証拠になります。

② 企業・団体の場合

もともと申し込んでいないものを勝手に送りつけられた訳ですから、契約は成立しませんので、当然代金を支払う義務はありません。しかし、企業、団体の場合には、「特定商取引法」のネガティブオプションの規定は適用されませんので、次の手続きに従って返送した方が良いでしょう。

受け取ってしまった場合の返送方法例

① 郵便物で開封
していない場合



そのままの状態、赤字で「この郵便物は受け取れません。〇〇〇〇（名前又は会社名）」と表示した付せんを付けて、郵便局に持っていか、ポストに投函してください。

② 受け取った宅配
便で開封してい
ない場合



下記③と同様の手続きにより返送してください。

③ 郵便物、宅配便
で開封した場合



開封した場合でも「購入の意思はない。」旨の返送文書（下記文書例）を同封し、その上から包装し、発送したことが確認できる方法（簡易書留や宅配便を利用し、必ず書留郵便物受領証や宅配便の送付依頼書、同封した返送文書などの控えを保管する）で返送してください。

※トラブルの原因となることも考えられますので、図書を傷めないよう御注意ください。

《返送する場合の文書例》

（相手方住所）〇〇〇〇〇
（相手方氏名）〇〇〇〇〇 様

平成〇年〇月〇日に貴社（団体）から私どもに「（図書名）」が送られてきましたが、私どもは上の図書を注文したことはなく（あるいは、さきに貴社（団体）から購入依頼がなされた際にはっきりとお断りしたとおり）、購入の意思はありませんので別便で返送します。今後は、このような一方的な送付はお断りします。

なお、この取扱いについては、《相談をした行政等機関名を記入》などの指導を受けていることを念のため申し添えます。

平成〇年〇月〇日

住所

氏名（又は会社名）

印

2 電話で購入の要求があったとき

購入するかしないかは、こちらの自由です。購入する意思がなければ、「必要ありませんので、お断りします」と、はっきり断ってください。「予算がない」等の断り方は、「個人で買ってくれ」等、つっこまれる原因になります。

断っても執拗に要求してきた場合には、「購入する意思はない」とはっきり断っているわけですから、無視してもかまいません。(売買契約の締結を断っている者に対し、再度の勧誘は禁止されています。(「特定商取引」に関する法律第17条))

しかし、あまりに執拗に購入を迫られ限界と感じたら、「これ以上要求するのであれば、法務局や警察に相談する」と答えてください。

購入を断りきれず、図書が送られてきた場合には・・・

- ・電話で執拗に勧誘され、恐怖感などから思わず購入を承諾してしまった…
- ・執拗な勧誘に「検討する」等と言ってははっきりと断れなかった…

◎個人の場合・・・①参照

◎企業団体の場合・・・②参照

① 個人の場合

一般消費者保護を目的とする「特定商取引に関する法律」第24条のクーリング・オフの制度を利用することにより図書の購入を断ることができます。

訪問販売や電話勧誘販売では、申込書または契約書などの書面を受領した日から8日以内(受領日、土日祝日を含む)であれば、申込みの撤回または契約の解除ができます。

また、販売業者は、契約の申込みを受けた時または契約を締結した時には、その内容を明らかにした書面を交付しなければならないため、書面の交付がされていない場合には、販売業者に違反があります。したがって、申込者はいつでも申込みの撤回または契約の解除ができます。

*クーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘販売などで契約をしてしまった場合でも、一定期間であれば消費者が一方的に契約を無条件で解除できる制度

◎クーリング・オフの手順（STEP 1, 2の順で行ってください）

STEP 1 書面による契約解除の通知

契約の撤回は、書面により行うこととされていますので、次の事項を明記して、簡易書留か内容証明郵便で郵送します。

- ① 契約（約束）をした日
- ② 相手の住所・氏名（団体名）
- ③ 図書名と金額
- ④ あなたの住所・氏名・電話番号
- ⑤ 「図書購入の契約（約束）を解除します。」

（記載例）

契約解除通知書

前略 当方は貴殿（団体）と次のような売買契約を締結（又は売買を約束）しました。

締結の日 平成〇〇年〇月〇日
 売買目的物 （書籍名 〇〇〇〇〇〇）
 代金 金〇〇〇〇〇円

この度、「特定商取引に関する法律」第24条により、貴殿（団体）との前記図書購入の契約（約束）を解除します。

支払い済みの代金を返金してください。なお、図書は別便にて返送いたします。

平成〇年〇月〇日

住所

氏名

印

住所

様

（注）返送文書は必ずコピーし、郵便局でもらう書留郵便物受領証等と一緒に保管しておいてください。トラブルが発生した際の証拠となります。

STEP 2 図書の返送

図書の返還を巡るトラブルを防止するため、クーリング・オフの通知後、図書は発送したことが確認できる方法（簡易書留や宅配便）で速やかに返送しましょう。

この場合、返送にかかる費用は料金着払いにすることも可能です。

なお、返送する場合、送られてきた図書に返送文書（記載例）を同封するとトラブル

ルが発生した際の証拠となります。

(記載例)

〇〇〇〇様

平成〇年〇月〇日に通知した「(図書名)」を送りました。

なお、この取扱いについては、《相談をした公共機関名を記入》など関係機関の指導を受けていることを念のため申し添えます。

平成〇年〇月〇日

住所

氏名

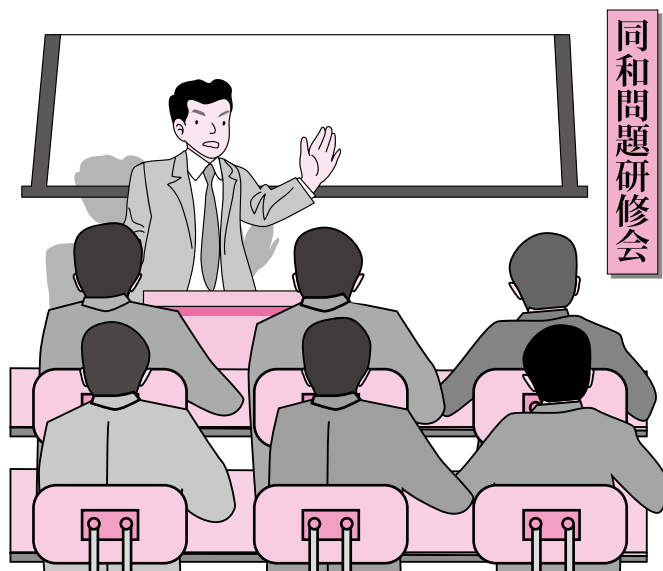
(注) 返送文書は必ずコピーし、郵便局でもらう書留郵便物受領証等や宅配便の送付依頼書と一緒に保管しておいてください。トラブルが発生した際の証拠となります。

② 企業・団体の場合

クーリング・オフの制度は企業・団体などには適用されませんが、28頁の相談機関などに相談のうえ、前頁のSTEP2図書の返送の例により処理されるとよいでしょう。

なお、購入の意思を伝えていなければ、購入の義務はないと思われませんが、「結構です」と言うような受諾・拒否どちらともとれるような言い方では、相手方に都合良く取られかねません。このような場合でも、「購入の意思なし」とした内容証明郵便による返送という方法も考えられますが、後々に「買うと言った、言わない」ともめる原因にもなりかねませんので、注意が必要です。

◎ 普段から、職場研修などで「一切購入しない」などの対応を共通認識として企業・団体内に浸透させておくことが大切です。



B 寄付金・賛助金等の強要を受けた場合の対応

同和(関係)団体を名乗る人から、同和問題の解決のための寄付金・賛助金等の要求を受けました。どのように対応したら良いのでしょうか？

同和問題の解決を目的とした寄付金・賛助金等の要求は、えせ同和行為においてよく使われる手段です。一般的には、要求金額がさほど高額でないことや、面倒を避けようとして要求に応じてしまうことがあるようですが、このことが、えせ同和行為を蔓延^{まんえん}させる原因にもなっています。

1 寄付は自由意思で

相手方が同和問題の解決が目的であると主張しても、寄付金・賛助金等の支出を行うことは、団体（会社）等の自由意思に基づくべきものであり、その要求に応じなければならない義務があるわけではありません。

2 一度応じてしまうと…

わずかな金額であっても要求に一度応じてしまうと、会社の体制がしっかりしていないと相手方に思われ、後日「前回も付き合いしてくれたのだから、今回も協力してほしい」などと再三要求を受けることとなります。また、寄付金・賛助金等を支払ったという情報は、いち早く伝わり、別のえせ同和行為者が「我々にも協力してほしい」などと要求するきっかけとなることもあります。

たとえ、担当者のポケットマネーであっても、同じ受け止め方をされますので注意しなければなりません。

3 会社全体の取組が大切

要求を拒否する場合、担当者だけがいくら拒否しても、それだけでは十分ではありませんし、担当者への負担が大きいです。

会社全体の取組をせずに、担当者だけに責任を押し付けるようなことは最も避けるべきです。このような場合の会社、事業所としての対処の方針をあらかじめ検討しておくべきでしょう。会社全体としての体制ができていれば、担当者も会社のバックアップ^{きざん}に支えられて、相手方に対して毅然とした対応がとれることとなります。

㉔ 下請への参加強要を受けた場合の対応

同和(関係)団体を名乗る人から、「工事の下請に参加させろ」と要求され、断ると「我々を差別するのか」と再三電話がかかってきました。どのように対応したら良いでしょうか？

その多くは公共事業に絡んで、えせ同和行為者やその関係者（下請会社の形をとることが多い）を工事の下請に参加させることにより、何らかの利益を得ようとするもので、典型的なえせ同和行為です。

1 要求拒否は差別だと主張してきた場合

同和(関係)団体の名前を名乗る人が、「要求拒否は差別だ」と言ってきた場合でも、工事の発注側に「同和(関係)団体であることを理由に公正・平等な市場競争から排除する」というような意識や実態がない限り、「差別ではない」と主張することができます。

それでも相手方が「差別だ、人権侵害だ」と主張する場合は「法務局や県等に相談する」と答えましょう。

2 行政機関の名前を出されたら…

工事を発注した行政機関や許認可権を有する行政機関の名前を持ち出して企業に圧力をかけようとする場合もありますが、国や県等の行政機関は、えせ同和行為の排除にそれぞれの立場から断固たる姿勢で臨んでいますから、これらに加担するようなことはありません。

Q 代理人と称して介入してきた場合の対応

交通事故の保険金について、同和(関係)団体を名乗る人が被害者の代理人であるとして、不当に高額を示談金を要求してきました。どのように対応したら良いでしょうか？

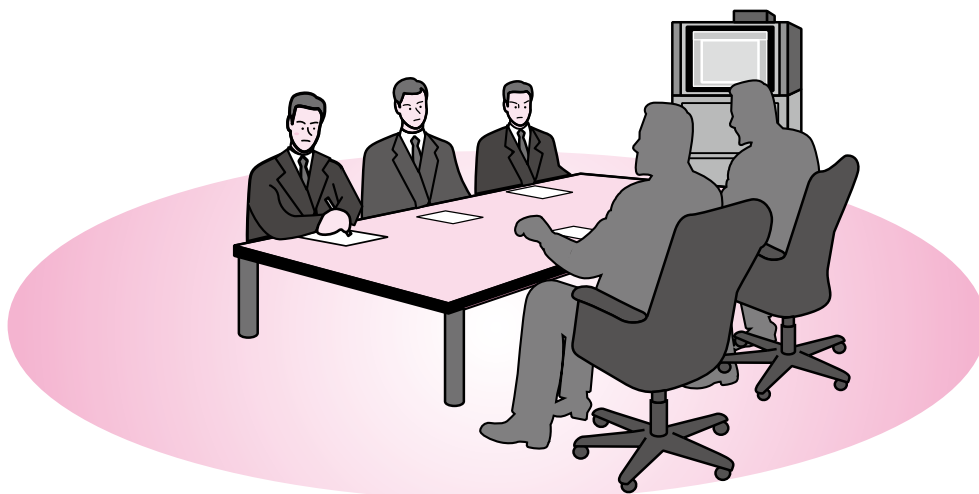
同和(関係)団体を名乗る人が代理人であっても・・・

同和(関係)団体を名乗る者が代理人として不当に介入してくるケースがあります。第三者が代理人として対応してきた場合、被害者からの委任状等で代理権限の有無を確認してください。委任状等の提示がない場合、適正な代理人と確認できないわけですから、その者と交渉する必要はありません。

仮に、この同和(関係)団体を名乗る人が正式な代理人であったとしても、普段どおりの対応をしてください。彼らが交渉を有利に進めるため、同和(関係)団体の名前をかたり、あるいは同和団体の名刺を提示することはよくあるケースです。

交渉にのぞむ姿勢や要求金額があまりに不当であれば、交渉を継続しても正しい結論を見い出すことは困難と思われるため、できるだけ初期の段階で交渉は打ち切り、弁護士に相談したほうがよいでしょう。

※弁護士法第 72 条によって、弁護士でないものが報酬を得て民事紛争に介入する行為（非弁行為）は禁止されており、代理人が処罰されることとなります。



VIII その他、えせ同和行為に関する Q&A

Q 同和団体の「本物」と「えせ」との見分け方はあるのでしょうか？

A 同和(関係)を名乗る団体は数多くありますが、それらの団体が「えせ同和行為を行う団体」といった実態は把握しきれません。

その者が所属している団体が「本物」か「えせ」かというより、やっていること(行為)がどうであるかが問題なのです。

したがって、「えせ同和行為」という言い方はしても、「えせ同和団体」という言い方はしていません。

Q 窓口に来て、無理な要求をしつこく繰り返したまま居座ってしまいました。どう対応すればよいのでしょうか？

A 相手の無理な要求に対しては、明確に拒絶の意思を伝え、さらに話し合いが堂々巡りになるようであれば、「これ以上話し合っても無駄です。お引取りください」とはっきりと退去要求します。

再三の退去要求(概ね 5 分間隔で 3 回程度要求を繰り返す)にかかわらず退去しない場合は、不退去罪(刑法第 130 条)が成立しますので、警察に 110 番通報してください。

Q 他の来客のいるところで、大声で怒鳴るなどの嫌がらせを受けています。どう対応すればいいのでしょうか？

A 要求に応じない場合、執拗な電話や頻繁な訪問、大声での威嚇いかくなどの手口がよく用いられますが、弱みを見せれば「効果がある」とみなされ、要求がエスカレートする可能性があるため、妥協せず、終始毅然きぜんとした態度を保つことが重要です。

これらの行為は、不退去罪、暴行罪、脅迫罪、威力業務妨害罪などに当たる可能性があり、また、裁判所から電話をかけたたり訪問することを禁止する仮処分命令を出してもらえることがありますので、相手の言動について詳細な記録、録音等を行い、警察や弁護士に相談してください。

Q 要求を断った場合、つきまとわれることはないでしょうか？

A 法務省が行った平成 21 年の調査によれば、49.6%の要求が1日限りで終了しており、ついで1週間未満に終了したものが18.9%となっています。毅然として断っていれば、長期化することは少ないことが分かります。むしろ、安易に金銭解決を図ると、繰り返し要求される可能性があります。

Q 同和問題についていろいろ質問をされた上、答えに窮したところ、「同和問題に対する理解が足りない。研修をしてやる。」と言われました。どう対応すれば良いでしょうか？

A えせ同和行為者から同和問題の知識不足を追及されたからといって、その要求に応じる義務はなく、きっぱりと、かつ、丁重に断るべきです。
仮に認識不足の点があったとしても、それについては「当所では、自主的な判断に基づいて同和問題解決のための努力をしています」、「同和問題に関する研修等必要なことについては、法務局や県の指導を受けます」などと対応するとよいでしょう。

Q ○月○日○時にそちらに行くと言ってきました。面会すべきでしょうか。

A 面会の意思がなければはっきりと断ってください。
断っても埒があかない場合は、あらかじめ、最寄りの警察署に相談して、その時間に巡回してもらおうか、あるいは緊急の場合の出動を依頼しておいてください。

Q 同和(関係)団体を名乗る人が、電話で、「金を出せ」と明らかには言わないが、「善処しろ」とか、「誠意を見せろ」などと言ってきます。どう対応したらいいでしょうか。

A 「具体的にどういうことですか」、「どうしたら良いのですか」と反問し、「誠意」の意図を確かめてください。犯罪となる行為を要求できないはずで、意図不明で言いがかりと思われる場合には、「はっきりしなければ対応のしようがない」ときっぱり断ってください。

(参考) 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について

企業がえせ同和行為者などの反社会的勢力に対して屈することなく法律に即して対応することは、企業の社会的責任や企業防衛の観点からも重要なことです

政府は、平成 19 年に、反社会的勢力による被害を防止するため、基本的な理念や具体的な対応として、基本的な理念や具体的な対応として「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」をとりまとめました。

平成 19 年 6 月 19 日
犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ

近年、暴力団は、組織実態を隠ぺいする動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標ぼうしたりするなど、更なる不透明化を進展させており、また、証券取引や不動産取引等の経済活動を通じて、資金獲得活動を巧妙化させている。

今日、多くの企業が、企業倫理として、暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組みを進めているところであるが、上記のような暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、暴力団排除意識の高い企業であったとしても、暴力団関係企業等と知らずに結果的に経済取引を行ってしまう可能性があることから、反社会的勢力との関係遮断のための取組みをより一層推進する必要がある。

言うまでもなく、反社会的勢力を社会から排除していくことは、暴力団の資金源に打撃を与え、治安対策上、極めて重要な課題であるが、企業にとっても、社会的責任の観点から必要かつ重要なことである。特に、近時、コンプライアンス重視の流れにおいて、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、反社会的勢力に対して資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものであるとも言える。

さらには、反社会的勢力は、企業で働く従業員を標的として不当要求を行ったり、企業そのものを乗っ取ろうとしたりするなど、最終的には、従業員や株主を含めた企業自身に多大な被害を生じさせるものであることから、反社会的勢力との関係遮断は、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請である。

本指針は、このような認識の下、反社会的勢力による被害を防止するため、基本的な理念や具体的な対応を取りまとめたものである。

1 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

2 本原則に基づく対応

(1) 反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方

- 反社会的勢力による不当要求は、人の心に不安感や恐怖感を与えるものであり、何らかの行動基準等を設けないままに担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に陥ることもあり得るため、企業の倫理規程、行動規範、社内規則等に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応する。
- 反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
- 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関（以下「外部専門機関」という。）と緊密な連携関係を構築する。
- 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
- 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

(2) 平素からの対応

- 代表取締役等の経営トップは、(1)の内容を基本方針として社内外に宣言し、その宣言を実現するための社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の一連の取組みを行い、その結果を取締役会等に報告する。
- 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備する。反社会的勢力対応部署は、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行う。
- 反社会的勢力とは、一切の関係をもたない。そのため、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。
- 反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書や取引約款に暴力団排除条項 *2 を導入するとともに、可能な範囲内で自社株の取引状況を確認する。
- 取引先の審査や株主の属性判断等を行うことにより、反社会的勢力による被害を防止するた

め、反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築する。同データベースは、暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用して逐次更新する。

○外部専門機関の連絡先や担当者を確認し、平素から担当者同士で意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築する。暴力追放運動推進センター、企業防衛協議会、各種の暴力団排除協議会等が行う地域や職域の暴力団排除活動に参加する。

(3) 有事の対応（不当要求への対応）

○反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、当該情報を、速やかに反社会的勢力対応部署へ報告・相談し、さらに、速やかに当該部署から担当取締役等に報告する。

○反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、積極的に、外部専門機関に相談するとともに、その対応に当たっては、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等に従って対応する。要求が正当なものであるときは、法律に照らして相当な範囲で責任を負う。

○反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せずに、不当要求防止責任者を関与させ、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応する。その際には、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しない。特に、刑事事件化については、被害が生じた場合に、泣き寝入りすることなく、不当要求に屈しない姿勢を反社会的勢力に対して鮮明にし、更なる不当要求による被害を防止する意味からも、積極的に被害届を提出する。

○反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査する。調査の結果、反社会的勢力の指摘が虚偽であると判明した場合には、その旨を理由として不当要求を拒絶する。また、真実であると判明した場合でも、不当要求自体は拒絶し、不祥事案の問題については、別途、当該事実関係の適切な開示や再発防止策の徹底等により対応する。

○反社会的勢力への資金提供は、反社会的勢力に資金を提供したという弱みにつけこまれた不当要求につながり、被害の更なる拡大を招くとともに、暴力団の犯罪行為等を助長し、暴力団の存続や勢力拡大を下支えするものであるため、絶対に行わない。

3 内部統制システムと反社会的勢力による被害防止との関係

会社法上の大会社や委員会設置会社の取締役会は、健全な会社経営のために会社が営む事業の規模、特性等に応じた法令等の遵守体制・リスク管理体制（いわゆる内部統制システム）の整備を決定する義務を負い、また、ある程度以上の規模の株式会社の取締役は、善管注意義務として、事業の規模、特性等に応じた内部統制システムを構築し、運用する義務があると解されている。

反社会的勢力による不当要求には、企業幹部、従業員、関係会社を対象とするものが含まれる。また、不祥事を理由とする場合には、企業の中に、事案を隠ぺいしようとする力が働きかねない。このため、反社会的勢力による被害の防止は、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置付けることが必要である。

Ⅸ 県等の取組

静岡県では、えせ同和行為を排除するためには、まず同和問題を正しく認識することが最重要であると考え、

- ・ 同和問題の啓発講演会、研修会の開催
- ・ 啓発資料「だれもが幸せに」の配布
- ・ 啓発ビデオ、DVDの貸出し
- ・ 出前人権講座の実施（企業・団体等が実施する人権講座への講師の無料派遣）
- ・ 人権啓発センターのホームページからの情報発信
(<http://jinken.pref.shizuoka.jp/>) などを行っています。

また、静岡県内においては、静岡地方法務局が中心となり、県・県警察本部・県弁護士会等の関係機関で構成される「静岡県えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、えせ同和行為に関する情報交換や対応を協議し、その排除に努めています。

◎えせ同和行為に関する御相談は……

静岡県 健康福祉部 地域福祉課人権同和対策室
TEL 054-221-2364[直通]

静岡地方法務局 人権擁護課
TEL 054-254-3555[代表]

静岡県警察本部 刑事部組織犯罪対策課
TEL 054-271-0110 [代表]

静岡県弁護士会 TEL 054-252-0008

(財) 静岡県暴力追放運動推進センター
TEL 054-283-8930

えせ同和行為対応の手引き

編集・発行 静岡県健康福祉部福祉こども局
地域福祉課人権同和対策室

静岡県人権啓発センター

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70
静岡県総合社会福祉会館 4階

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948

Eメールアドレス jinken@ace.ocn.ne.jp

URL <http://jinken.pref.shizuoka.jp>

静岡県人権啓発センターのご案内

静岡県人権啓発センターでは次のような取組を行っています。お気軽にお問い合わせください。

◎ **人権を考えます。**

講演会、セミナー等の開催により、人権について考えていただく機会をつくります。

◎ **人権を広めます。**

広報紙の発行や啓発冊子の作成・配布、ホームページによる情報提供により、人権問題の啓発をします。

◎ **研修を支援します。**

企業や団体などが行う研修会への講師の派遣や、教材として利用できるビデオや図書貸し出しを行います。(無料)

◎ **リーダーを養成します。**

人権問題啓発指導者養成講座を開催して、人権問題についての啓発活動ができる人材を養成します。

◎ **相談に応じます。**

人権に関する電話相談や面接相談に応じます。必要な場合には法律相談も行います。

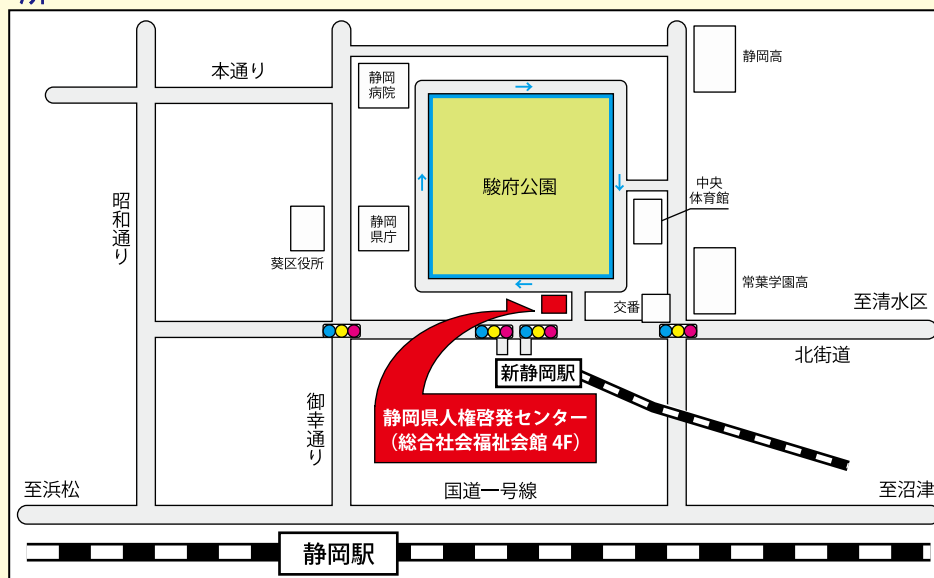
【御利用の案内】

・相談日： 月～金曜日（年末年始・祝日は休み）

・時間： 午前9時00分～午後4時30分

※面接相談・法律相談についてはあらかじめ御連絡ください。

◎ **場 所**



- ◇交通の御案内
- ・JR：静岡駅 徒歩 15分
 - ・静岡鉄道：新静岡駅 徒歩 7分
 - ・バス：市民文化会館前 徒歩 2分

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70
静岡県総合社会福祉会館 4階
電話番号 054-221-3330
ファクシミリ 054-221-1948
E-mail jinken@ace.ocn.ne.jp
ホームページ <http://jinken.pref.shizuoka.jp/>